

**官民協働による瀬戸内市ゼロカーボンシティ実現に向けた
地域新電力事業準備会（仮）参加事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領**

1. 本プロポーザルの目的

現在、瀬戸内市（以下「本市」という。）は、ゼロカーボンシティの実現に向け、各種取組を本格的に実行しているところであるが、地域内の再生可能エネルギー由来の電力を地域内で消費する形で、地域の経済循環により持続可能なまちづくりに繋げるため、地域新電力事業を令和5年度早期に立ち上げることを検討している。

本プロポーザルは、地域新電力事業の立ち上げのための準備会を設立し、地域新電力事業が取組むべき地域の持続的な脱炭素化と課題解決等に貢献する事業内容について、本市と協議を行う準備会への参加事業者を選定することを目的とする。

2. 地域新電力事業準備会の概要

地域新電力事業準備会（以下「準備会」という。）では、地域新電力事業が立ち上がった際に取組むことを検討している事業フレーム（別添資料2「瀬戸内市ゼロカーボンシティ実現に向けた事業フレーム案」）を基にし、各種協議を行う。

準備会の構成は、本市及び本市内にて再生可能エネルギーにより創電した電力を本市内に供給する知見を有する電力事業者からなるものとする。

準備会は、基本的に毎週開催するが、必要に応じて臨時に開催することもある。

また、準備会参加事業者は、環境省脱炭素先行地域づくり事業をはじめとした地域脱炭素施策に関する交付金事業（以下「脱炭素交付金事業」という。）などへの本市の申請において、共同申請を目指して協働することとする。

なお、直近の申請公募期間は、令和5年2月7日から2月17日までの予定となっている。

準備会開催期間は、参加者決定日から令和5年3月31日（予定）までとする。

3. 準備会での協議内容等

準備会においては、本市における地域新電力事業を立ち上げるに当たり、主に以下の事項について協議もしくは実施することとする。

なお、準備会実施において参加事業者の業務に係る費用は参加事業者が負担することとする。

- ①地域新電力事業の事業性及び事業内容についての検討
- ②準備会参加事業者による遊休地・公共施設のポテンシャル調査の実施
- ③2023年度以降の公共施設への再エネ開発および非化石燃料由来の電力供給の検討

- ④地域新電力事業の出資の在り方についての検討
- ⑤地域新電力会社設立の場合における準備会参加事業者の出資の検討
- ⑥本市が脱炭素まちづくりを推進するための検討
- ⑦脱炭素交付金事業に本市が申請する場合は、共同申請を目指し協働することとし、そのために必要な作業及び打ち合わせの実施

4. 募集する準備会参加者

主に本市内にて再生可能エネルギーにより創電した電気を本市内において供給する知見を有する事業者を1者選定する。

5. 準備会参加候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を瀬戸内市地域新電力事業準備会（仮）参加事業者選定審査委員会において審査し、準備会参加候補者（以下「候補者」という。）を特定する。

審査にあたっては、当該業者のヒアリング及びプレゼンテーション等を実施するものとし、審査方法及び審査基準等は下記1 1及び1 2のとおりとする。

6. 企画提案の内容

別添資料2「瀬戸内市ゼロカーボンシティ実現に向けた事業フレーム案」に基づき、下記(1)～(3)について記載すること。その他企画提案書記載事項等については、別添資料1「企画提案書作成要領」の内容を確認すること。

- (1) 本市が検討している地域新電力事業において、取組むことが可能な具体的な施策
- (2) 本市が脱炭素まちづくりを推進するために、積極的に提案・協力できる内容
- (3) 準備会において具体的な事業性及び事業計画の協議が可能であることを示す事業実績等

7. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。（公示日現在から候補

者特定の日まで)

- (4) 銀行取引停止となっていないこと。
- (5) 提案事業者の代表、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者ではないこと。
- (6) 事業者に求める業務について業務遂行能力を有する者であること。

8. 質問及び回答

本プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式2）により提出すること。

- (1) 提出期限：令和4年12月20日（火）15時00分まで（必着）
※提出期限を過ぎた質問、上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (2) 提出方法：Eメールで提出すること。Eメールの件名には「官民協働瀬戸内市地域新電力準備会応募_会社名」を入力すること。また、提出後速やかに下記16. 担当部署担当者に電話によりEメールの着信を確認すること。
- (3) 提出先：瀬戸内市 市民生活部 生活環境課
- (4) 回答：回答は、質問を受理した日から3日（休日を含まない）以内に、市ホームページに掲載する。ただし、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものは回答しない。
- (5) 最終回答日：令和4年12月22日（木）

9. 参加申込

(1) 申込方法

参加申込書（様式1）に返信用封筒（84円切手貼付け）を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

また、Eメールで参加申込書（様式1）を添付し提出すること。Eメールの件名には「官民協働瀬戸内市地域新電力準備会応募_会社名」を入力すること。また、提出後、速やかに下記16. 担当部署担当者に電話によりEメールの着信を確認すること。

(2) 申込期間

令和4年12月23日（金）15時00分まで（必着）

(3) 申込場所

10. 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

官民協働による瀬戸内市ゼロカーボンシティ実現に向けた地域新電力事業準備会
(仮) 業務に係る企画提案書

(2) 企画提案書様式・制限枚数

A4版縦 制限枚数なし

(3) 提出部数

① 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部

ア 会社概要(様式3)

イ 業務体制(様式4)

ウ 企画提案書(任意様式)

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和5年1月5日(木) 15時00分まで(必着)

(6) 提出先

瀬戸内市 市民生活部 生活環境課

(7) その他

ア 原則として、企画提案書は1者1提案とする。

イ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

ウ 別添資料1「企画提案書作成要領」参照

11. 審査方法

(1) 審査方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書を下記12(1)アからウで示す審査基準に基づいて書類審査を行うとともに、提案者から企画提案についてのヒアリング又はプレゼンテーションを実施し、下記12(2)で示す候補者の特定手順に基づき最も優れた提案を特定するものとする。

ただし、提案者が多数となった場合は書類審査によりヒアリング又はプレゼンテーションを依頼する業者を絞り込むものとする。

ヒアリング又はプレゼンテーションの日時・実施方法等については、別途通知する(ヒアリング又はプレゼンテーションはオンラインで行う予定)。

実施日：令和5年1月11日（水）（予定）

(2) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知するものとする。

1.2. 審査基準等

(1) 審査項目及び配点

プロポーザルは以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 企画提案の内容	50 / 100点
イ 業務実施体制	20 / 100点
ウ ヒアリング等の内容	30 / 100点

(2) 候補者特定手順

候補者は、審査の評点の合計点が最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が二者以上あるときは、審査委員会が採決して確定する。また、合計点が60点に満たない提案は失格とする。

1.3. 日程

公募開始、質問受付開始	令和4年12月15日
質問受付締切	令和4年12月20日15時必着
質問回答	令和4年12月22日
参加申込書受付締切	令和4年12月23日15時必着
参加資格審査結果通知	令和4年12月28日頃
企画提案書受付締切	令和5年 1月 5日15時必着
審査（ヒアリング又はプレゼンテーション）	令和5年 1月11日頃
結果通知の送付	令和5年 1月13日頃

1.4. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 企画提案書等の様式、提出部数、提出方法、提出期限、提出先等に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式（別紙提案書等）及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) ヒアリング等に出席しなかったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。

1.5. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書(市作成文書及び参加者提出文書)は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響がでるおそれがある情報については特定後の開示とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、参加取消措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 参加者は、候補者特定までの間に、3. 参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

16. 担当部署（提出・問合せ先）

瀬戸内市 市民生活部 生活環境課

担当：柴田、坪本

瀬戸内市邑久町尾張300番地1

TEL 0869-22-1899

FAX 0869-22-3973

E-mail kankyo@city.setouchi.lg.jp